

内水面漁場管理委員会の業務内容について

内水面漁場管理委員会は、漁業法及び地方自治法に基づいて設置が義務づけられており、知事から独立して職務を行う行政委員会で、長野県では事務局を農政部園芸畜産課におき、課長が書記長、水産係長が書記長代理、水産係員が書記を務める。

1 設置の根拠

- (1) 漁業法(以下「法」という)第 130 条第 1 項
「都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。」
- (2) 地方自治法第 180 条の 5 第 2 項第 5 号
「執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は次のとおりである。 (1～4 略) 5 内水面漁場管理委員会」

2 委員数とその構成

- (1) 委員数
13 人 (法第 131 条③但し書き、昭和 25 年 7 月 8 日付け農林省告示第 204 号)
- (2) 構成
漁業者代表 5 人、漁業者以外の採捕者代表 3 人、学識経験者 5 人
(構成割合は、昭和 51 年 6 月 8 日付け水産庁長官通達)
- (3) 会長
ア 会長の職務は会務を総理し、会を代表する。(法施行令第 3 条①)
イ 会長は委員の互選により選出する。(法第 85 条②)
- (4) 会長代理
会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。(法施行令第 3 条①)

3 委員の任命

漁業者代表、水産動植物を採捕する者の代表及び学識経験者の中から都道府県知事が選任する。(法第 131 条②)

4 委員の任期

4 年 (法第 98 条)

第 20 期委員の任期は、平成 29 年 12 月 1 日から平成 33 年 11 月 30 日まで

5 職務・権限の内容

(1) 職務

県内の内水面における水産動植物の繁殖保護や漁場利用の紛争防止など漁業調整に関する事項を処理する。(法第 130 条③④)

(2) 知事の諮問に対する答申事項

- ア 漁業権免許申請についての答申(法第 12 条)
- イ 都道府県漁業調整規則の制定、改廃の答申(法第 65 条⑧)
- ウ 遊漁規則の制定及び変更についての答申(法第 129 条④)

(3) 建議事項

- ア 委員会指示に従わない者があるとき、指示に従うべき旨の命令をだすことを知事に申請(法第 67 条⑧)

(4) 決定事項

- ア 関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用の制限その他必要な事項を指示(法第 67 条①)
- イ 現在、委員会から出されている指示(別添)
 - ① オオクチバス等再放流禁止(平成 20 年 3 月 21 日付け第 8 号)
 - ② 野尻湖のオオクチバス等再放流禁止の解除(平成 27 年 3 月 16 日付け第 8 号)
 - ③ 生きたままのコイの持ち出し禁止(平成 29 年 3 月 9 日付け第 21 号)

6 委員会の会議

- (1) 過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。(法第 101 条①)
- (2) 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長が決する(同条②)
- (3) 委員会の会議は、公開とする。(同条③)
- (4) 議事録を作成し、縦覧しなければならない。(同条④)

7 その他

(1) 開催回数

通常年 3 回(2 月、7 月、11 月頃)委員会を開催。また、必要に応じて、専門委員会、現地調査、公聴会等を開催する。

(2) 報酬

特別職の職員等の給与に関する条例に基づき日額で支給する。

(3) 旅費

県職員の旅費規程に準じて支給する。(一般的、合理的な経路が要件となる。)